

群馬大学医学部附属病院手術部周術期管理チーム専門委員会内規

令和 3.12.10 制定

改正 令和 4. 6.13 令和 8. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院手術部運営委員会規程第7条の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院手術部周術期管理チーム専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 専門委員会は周術期管理チームに係る次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 周術期管理チームの円滑な運営に関すること。
- (2) 周術期口腔機能管理に関すること。
- (3) 術前診察に関する多職種連携に関すること。
- (4) 術後診察に関する多職種連携に関すること。
- (5) 周術期栄養管理に関すること。
- (6) 周術期リハビリテーションに関すること。
- (7) 回復室運営に関すること。
- (8) 術後疼痛管理に関すること。
- (9) 手術室で利用される機器の更新やトラブルに関すること。
- (10) その他周術期管理に関すること。

(組 織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 手術部長
- (2) 麻酔・集中治療科から選出された教員 若干人
- (3) 周術期管理チーム活動に関わる診療科から選出された教員 若干人
- (4) 手術部看護師長
- (5) 手術部副看護師長 若干人
- (6) 臨床工学技士 若干人
- (7) 薬剤師 若干人
- (8) 管理栄養士 若干人
- (9) 理学療法士 若干人
- (10) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 前条第2号、第3号及び第5号から第10号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 専門委員会に委員長を置き、第3条第1号及び第2号の委員の互選により定める。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(術後疼痛管理チーム)

第7条 専門委員会に、術後疼痛管理に関する業務を行わせるため、術後疼痛管理チーム(以下「術後疼痛管理チーム」という。)を置く。

2 術後疼痛管理チームに関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 専門委員会の事務は、医療支援課において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、群馬大学医学部附属病院手術部運営委員会の議を経て、病院長が行う。

附 則

1 この内規は、令和3年12月10日から施行する。

2 この内規の施行後、最初に委嘱される第2条第2号、第3号及び第5号から第10号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則

この内規は、令和4年6月13日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。